

○国土交通省告示第千四百三十五号

建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第三十九条第二項の規定に基づき、屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の構造方法を定める件(昭和四十六年建設省告示第百九号)の一部を次のように改正する。

令和二年十二月七日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

	改正後	改正前
<p>(略)</p> <p>八 九州支店 長崎 県長崎市元船町十 四番十号 (削る)</p>	<p>第一 屋根ふき材は、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 屋根瓦は、次のイからニまでに掲げる屋根の部分の区分に応じ、それぞれ当該イからニまでに定める方法でふき、又はこれと同等以上の耐力を有するようにふくこと。ただし、平成十二年建設省告示第千四百五十八号に定める基準に従った構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。</p> <p>イ 軒 J形(日本産業規格(以下「JIS」という。)A五二〇八(粘土がわら) 一九九六に規定するJ形をいう。)の軒瓦(JIS A五二〇八(粘土がわら) 一九九六に適合するもの又はこれと同等以上の性能を有するものに限る。)又はS形(JIS A五二〇八(粘土がわら) 一九九六に規定するS形をいう。)若しくはF形(JIS A五二〇八(粘土がわら) 一九九六に規定するF形をいう。)以下同じ。)の棧瓦(JIS A五二〇八(粘土がわら) 一九九六に適合するもの又はこれと同等以上の性能を有するものに限る。以下同じ。)を三本以上のくぎ(容易に抜け出ないように加工されたものに限る。)又はねじ(以下「くぎ等」という。)で下地に緊結する方法</p> <p>ロ けらば 袖瓦(JIS A五二〇八(粘土がわら) 一九九六に適合するもの又はこれと同等以上の性能を有するものに限る。)を三本以上のくぎ等で下地に緊結する方法</p> <p>ハ むね 下地に緊結した金物に芯材を取り付け、冠瓦(JIS A五二〇八(粘土がわら) 一九九六に適合するもの又はこれと同等以上の性能を有するものに限る。)をねじで当該芯材に緊結する方法</p> <p>ニ イからハまでに掲げる屋根の部分以外の屋根の部分 棧瓦をくぎ等で下地に緊結し、かつ、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合には、隣接する棧瓦をフックその他これに類する部分によつて構造耐力上有効に組み合わせる方法</p> <p>(1) V(建築基準法施行令第八十七条第二項に規定するVをいう。以下同じ。)が三十八メートル毎秒以上の区域である場合</p> <p>(2) V。が三十二メートル毎秒以上の区域においてF形の棧瓦を使用する場合(当該棧瓦を二本以上のくぎ等で下地に緊結する場合を除く。)</p>	<p>(略)</p> <p>八 九州支店 長崎 県長崎市元船町十 四番十号 二 東北支店 宮城 県仙台市青葉区中 央一丁目六番二十 三号</p>